

「介護職員等処遇改善加算」 専門家による無料相談のご案内

令和6年6月から新しく「介護職員等処遇改善加算」（以下「新加算」とする）が創設され、今までよりもわかりやすく、取得しやすくなりました！

専門家（処遇改善加算の取得支援を行う社会保険労務士）が制度概要から加算取得に必要な準備・申請まで、事業所の状況に合わせてご説明いたします。お気軽にご相談ください！

対象事業所

「新加算」を届出していない事業所及び、より上位の加算区分への移行を検討されている事業所

相談回数・時間

1事業所1～2回

1回あたり1～2時間程度

費用

無 料

事業所での実施

又は

オンラインでの実施



【お申込から相談支援までの流れ】

FAX等により
申込書提出



センターより事業所へ内容の確認し、専門家と日時を調整いたします。



専門家との個別相談
(事業所又はオンライン)

処遇改善加算を取得すると、利用者の自己負担があがることになり、利用者に理解を得られるか心配とお声も聴かれますが、介護人材不足は多くの国民に理解されており国が介護職員の給与アップ（処遇改善加算）を図っていることも知られています。

昨年度から多くの介護事業者が「新加算」を取得して処遇改善を行っておりますので、利用者にも説明もつきやすく理解を得やすい状況かと思われます。

この機会に新規取得やより上位の加算区分への移行に向けてご検討ください。

【お申し込み・お問い合わせ先】

公益財団法人 介護労働安定センター 石川支部
〒920-0907 金沢市青草町88番地 近江町いちば館5階
TEL/FAX 076-260-1561 / 076-260-1562



「介護職員等処遇改善加算」専門家による無料相談申込書

令和 年 月 日

事業所名	サービス名()		代表者名	
所在地	〒 TEL: FAX: E-mail(オンライン希望の場合は必須):			
申込者名			役職	
「新加算」取得状況に○		Ⅲ ・ Ⅳ ・ なし		
いずれかに○	対面希望		／ オンライン希望	
相談内容 番号に○ (複数可)	1	処遇改善加算を取得するためには何をすべきか	6	昇給の仕組み
	2	新加算 Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ とは何か	7	就業規則・賃金規定の改定
	3	新加算 Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ の作成	8	計画書・報告書の記入内容
	4	新加算 Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ要件を満たす方法	9	処遇改善加算を取得するとどのくらい加算額が得られますか？
	5	処遇改善加算の支給方法	10	その他、質問や相談したい内容をお書きください
第1希望日 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 第2希望日 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分				
実施 希望日時				
実施日	【事務局使用欄】 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分			

※「相談申込書」に記載された内容については、当センターの個人情報管理規定に従い厳重に管理し、専門家(コンサルタント)・支部職員による日程調整、内容確認及び事業活動に関する調査のみに使用し、上記以外の目的で使用いたしません。

【お申し込み・お問い合わせ先】


 公益財団法人 介護労働安定センター 石川支部
 〒920-0907 金沢市青草町88番地 近江町いちば館5階
 TEL/FAX 076-260-1561 / 076-260-1562

センター受付印